

第161回 岡山県都市計画審議会

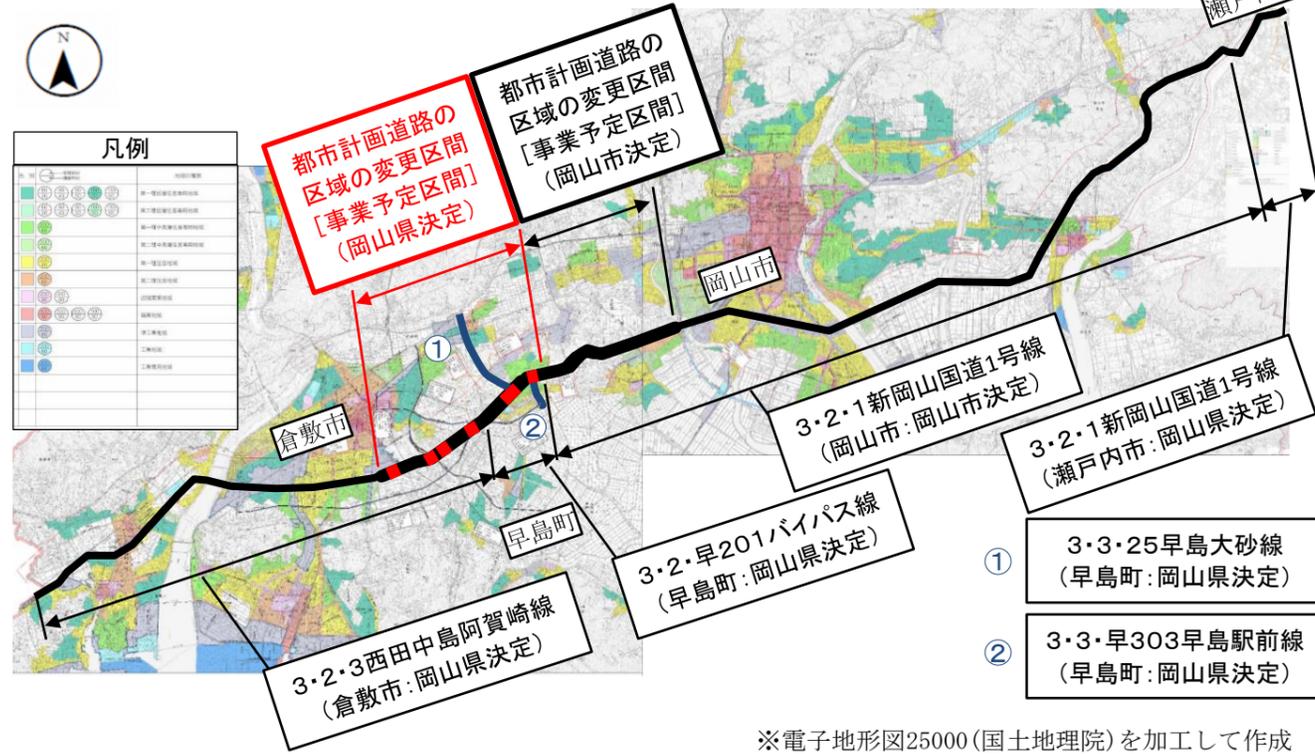
日時：令和4年1月27日（木）10時～

場所：アークホテル岡山 3階 牡丹の間

第1号議案 岡山県南広域都市計画道路の変更（1 / 10）

岡山県南広域都市計画道路（国道2号）の概要

■位置図



現行の都市計画

■3・2・早201バイパス線

・都市計画決定の経緯（概要）

路線名：バイパス線
 昭和44年（当初）、昭和45年（最終変更）
 区域(延長)：約2,910m 幅員：32.0m
 決定理由：交通の円滑な処理と周辺土地利用の促進を図るもの。

・都市計画決定の内容（現在）

種類	道路	区域（延長）	約2,910m
種別	幹線街路	車線の数	
名称	番号	3・2・早201	その他の構造
	路線名	バイパス線	
位置	起点	早島町大字早島字弥陀の奥3746番地	地表面式の区間における鉄道等との交差の構造
	終点	早島町大字早島字下野2590番地	
			地表面式
			32.0m

■3・2・1新岡山国道1号線

・都市計画決定の経緯（概要）

路線名：新岡山国道1号線
 昭和41年（当初）、平成5年（最終変更）
 区域(延長)：約31,430m 幅員：32.0m
 〔 岡山市分・・・区域(延長)：約29,250m 〕
 〔 瀬戸内市分・・・区域(延長)：約 2,180m 〕
 決定理由：都市内外の交通の円滑な処理を図るもの。

・都市計画決定の内容（現在）

種類	道路	区域（延長）	約31,430m
種別	幹線街路	車線の数	
名称	番号	3・2・1	その他の構造
	路線名	新岡山国道1号線	
位置	起点	岡山市箕島	地表面式の区間における鉄道等との交差の構造
	終点	邑久郡長船町長船	
			嵩上式及び地表面式
			32.0m
			幹線街路箕島矢部線、津島飛行場線及び竹田升田線と立体交差 幹線街路と平面交差1箇所

現行の都市計画

■3・2・3西田中島阿賀崎線

・都市計画決定の経緯（概要）

路線名：西田中島阿賀崎線
 昭和43年（当初：西田中島線）、平成13年（最終変更）
 区域(延長)：約17,500m 幅員：36.0m
 決定理由：交通の円滑な処理と周辺土地利用の促進を図るもの。

・都市計画決定の内容（現在）

種類	道路	区域（延長）	約17,500m
種別	幹線街路	車線の数	4車線
名称	番号	3・2・3	その他の構造
	路線名	西田中島阿賀崎線	
位置	起点	倉敷市西田	地表面式の区間における鉄道等との交差の構造
	終点	倉敷市玉島阿賀崎	
			36.0m
			私鉄水島臨海鉄道と立体交差 幹線街路船倉曾原線と立体交差 幹線街路駅前古城池霞橋線と立体交差 他

第1号議案 岡山県南広域都市計画道路の変更（2／10）

現行の都市計画

■3・3・25早島大砂線

・都市計画決定の経緯（概要）

路線名：早島大砂線

昭和44年（当初：三軒地中庄線）、平成23年（最終変更）

区域(延長)：約3,320m 幅員：22.0m

決定理由：交通の円滑な処理と周辺土地利用の促進を図るもの。

・都市計画決定の内容（現在）

種類	道路	区域（延長）	約3,320m
種別	幹線街路	車線の数	4車線
名称	番号	3・3・25	その他の構造
	路線名	早島大砂線	
位置	起点	早島町早島	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造
	終点	倉敷市二子	

■3・3・早303早島駅前線

・都市計画決定の経緯（概要）

路線名：早島駅前線

昭和42年（当初：中央線）、平成6年（最終変更）

区域(延長)：約1,060m 幅員：22.0m

決定理由：交通の円滑な処理と沿道土地利用の促進を図るもの。

・都市計画決定の内容（現在）

種類	道路	区域（延長）	約1,060m
種別	幹線街路	車線の数	
名称	番号	3・3・早303	その他の構造
	路線名	早島駅前線	
位置	起点	早島町前湯	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造
	終点	早島町早島	

変更理由及び変更内容

■「3・2・早201バイパス線」、 「3・2・3西田中島阿賀崎線」

変更理由：供用後の交通量の増加などに起因する渋滞の発生など、社会情勢の変化に伴い生じた地域課題を解消するため、事業化を見据えて検討した結果、立体交差構造が必要となったことから、都市計画について変更するもの。

変更内容：構造形式（嵩上式）及び区域の一部を変更し、併せて、バイパス線については車線の数（6車線）を追加する。

■「3・3・25早島大砂線」、 「3・3・早303早島駅前線」

変更理由：バイパス線の区域の変更に伴い、区域を削除する（延長を短縮する）もの。

変更内容：区域（延長：早島大砂線 約3,300m、早島駅前線 約1,040m）を変更し、併せて、早島駅前線については車線の数（4車線）を追加する。

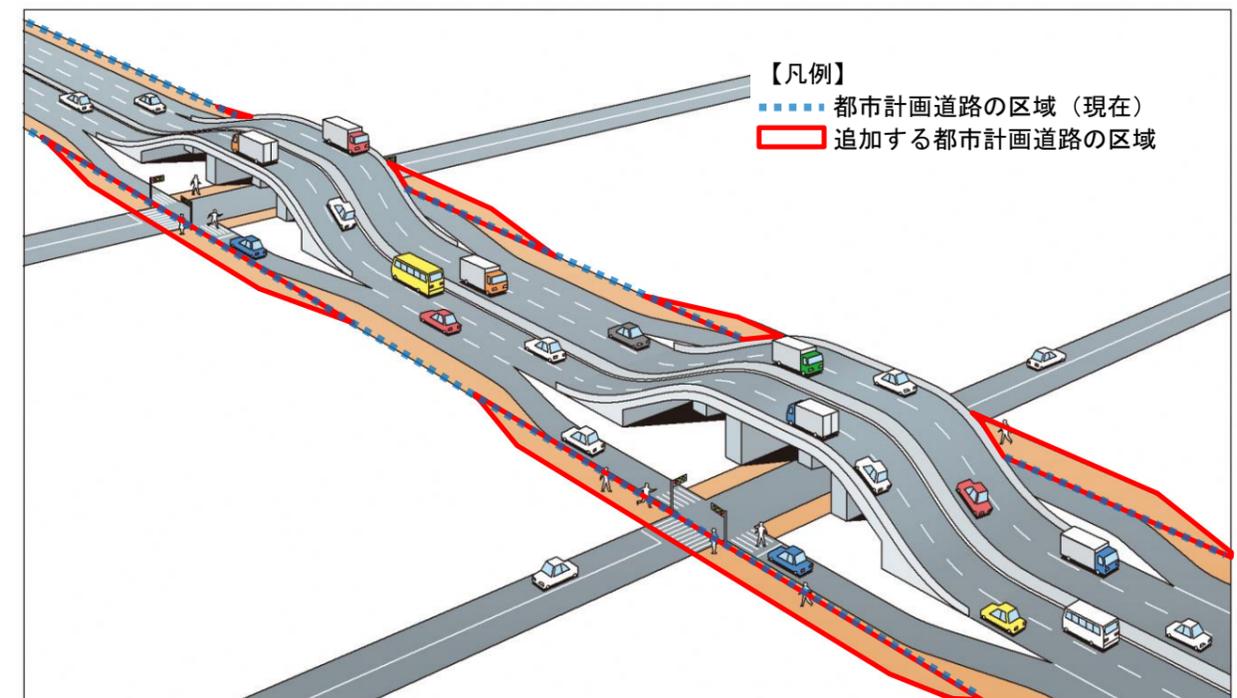
■「3・2・1新岡山国道1号線」

変更理由：岡山市域の都市計画の変更決定に併せて、瀬戸内市域の都市計画について変更するもの。

変更内容：車線の数（4車線）を追加する。

交差構造の概要①

■イメージ図

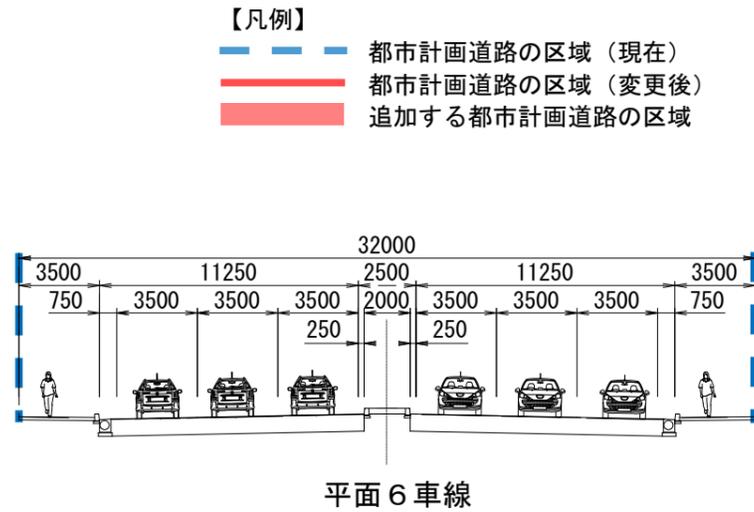


第1号議案 岡山県南広域都市計画道路の変更（3 / 10）

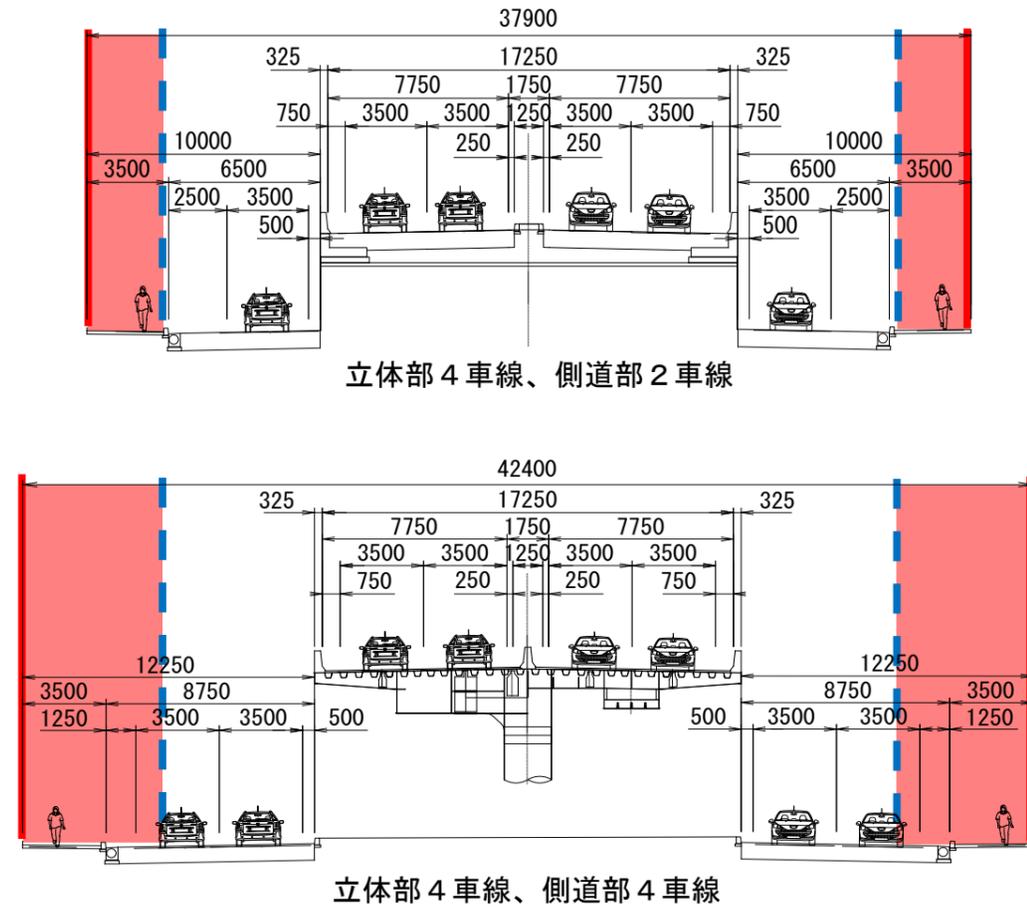
交差構造の概要②

標準断面図

(変更前)

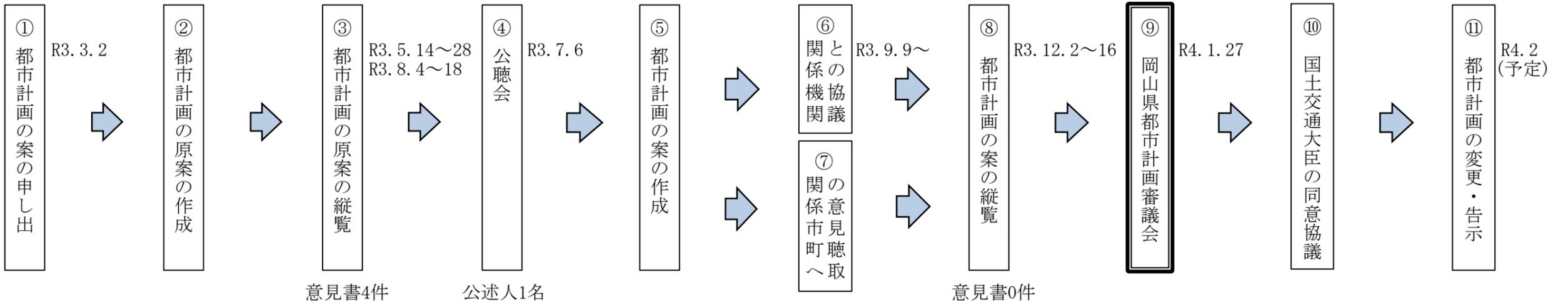


(変更後)



都市計画の変更手続き

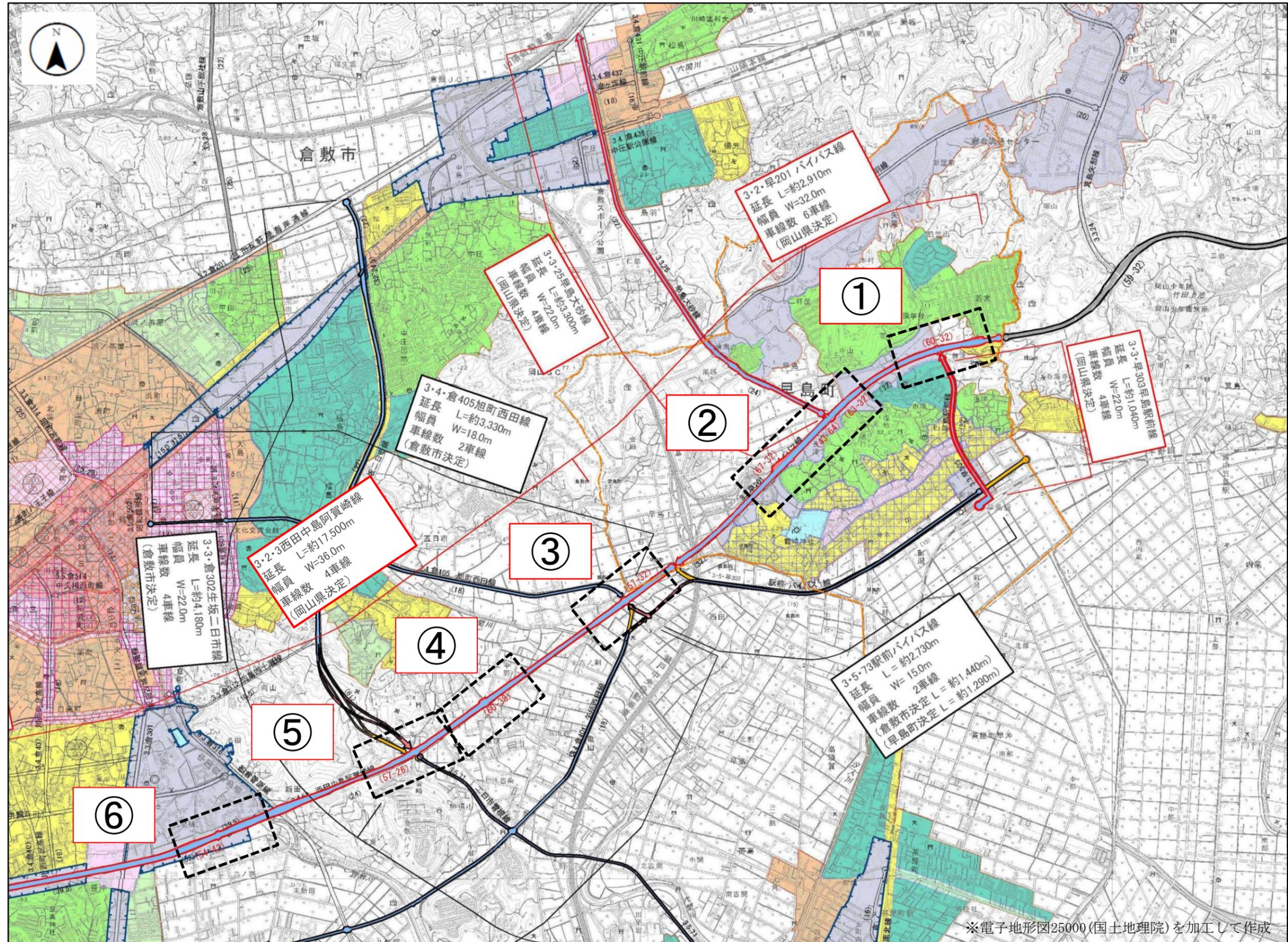
手続きの流れ



第1号議案 岡山県南広域都市計画道路の変更 (4/10)

箇所毎の変更内容の概要

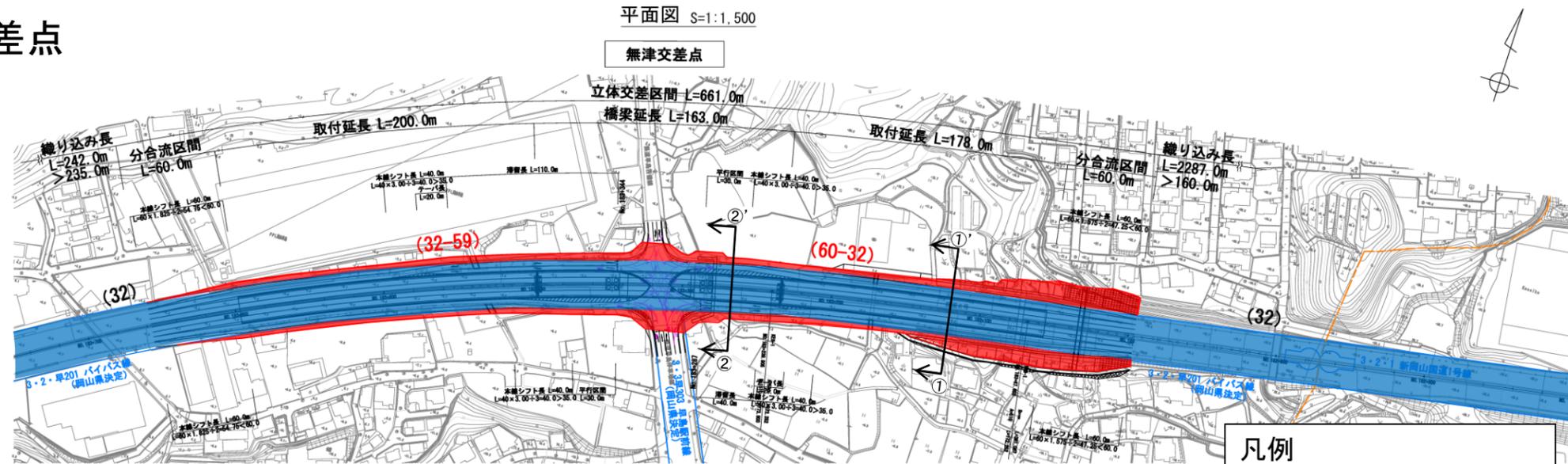
■ 国道2号交差点を立体化する交差点位置(岡山県決定)



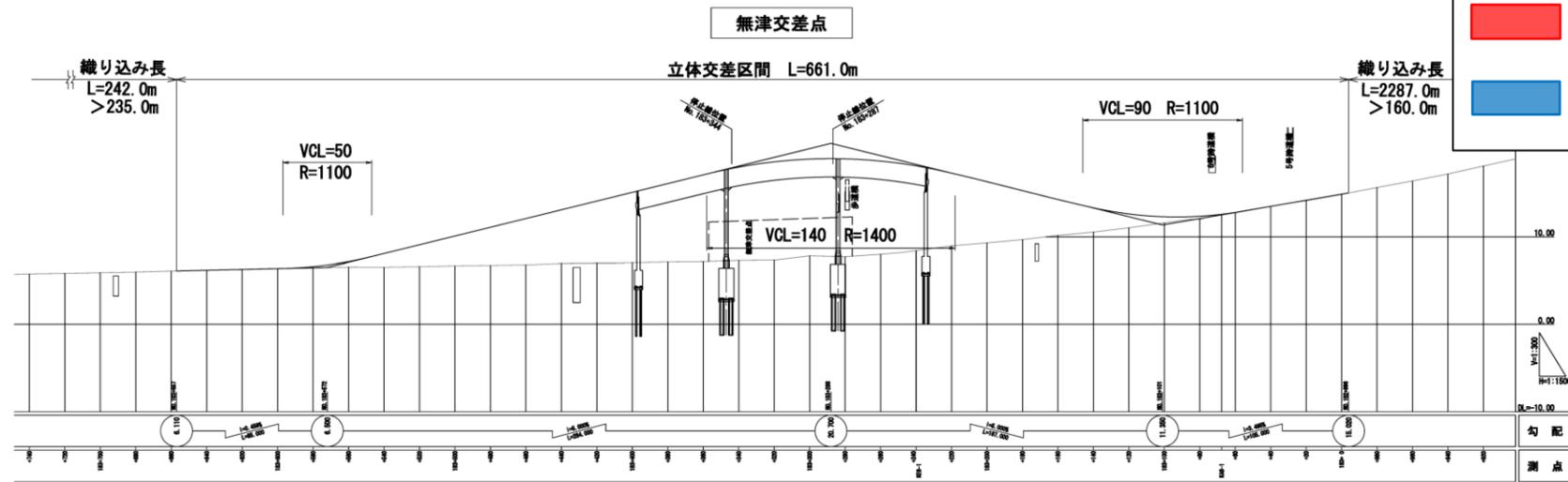
第1号議案 岡山県南広域都市計画道路の変更（5 / 10）

箇所毎の変更内容の概要

①無津交差点



縦断面図 V=300 H=1:1,500



凡例

- 追加する区域
- 変更のない区域

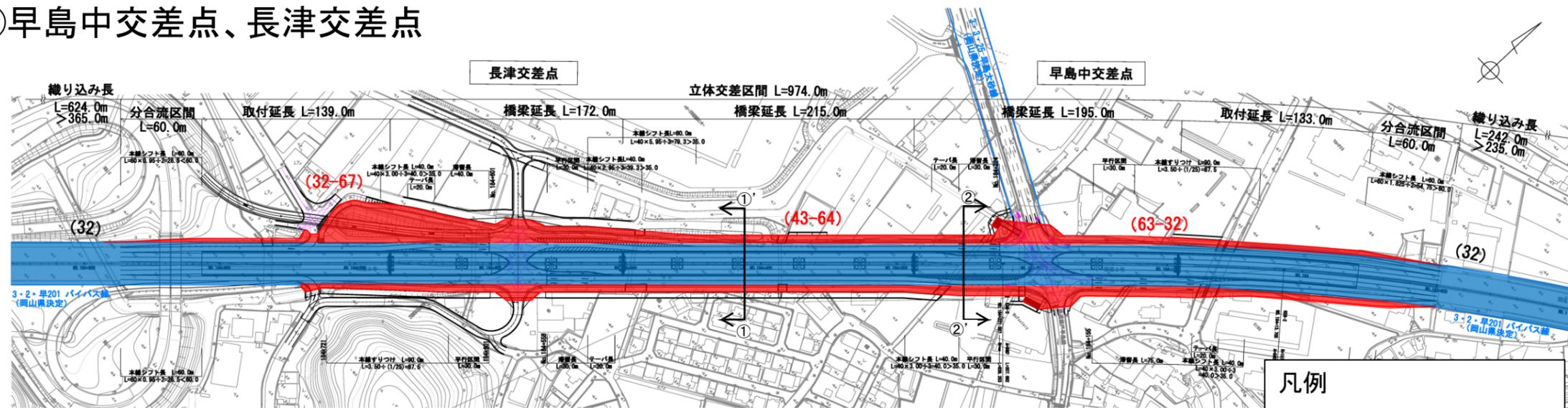
標準断面図 S=1:200



第1号議案 岡山県南広域都市計画道路の変更 (6 / 10)

箇所毎の変更内容の概要

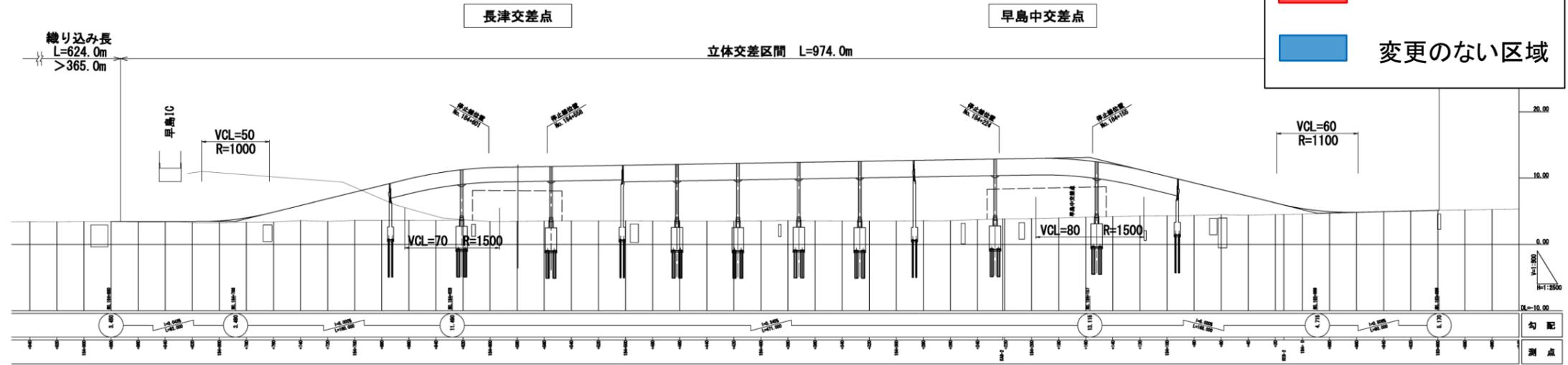
②早島中交差点、長津交差点



縦断面図 V=300 H=1:1,500

凡例

- 追加する区域
- 変更のない区域

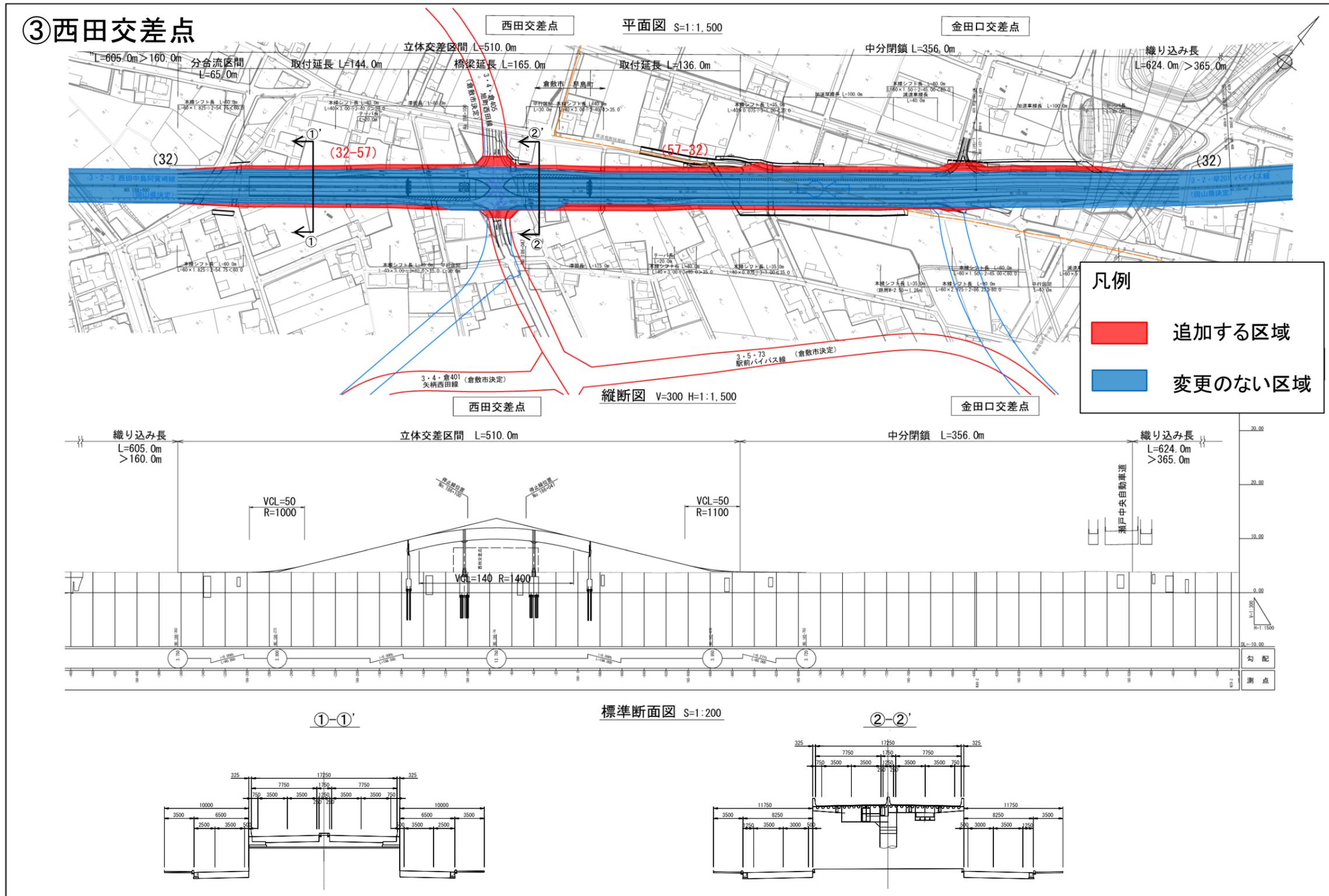


標準断面図 S=1:200



第1号議案 岡山県南広域都市計画道路の変更 (7/10)

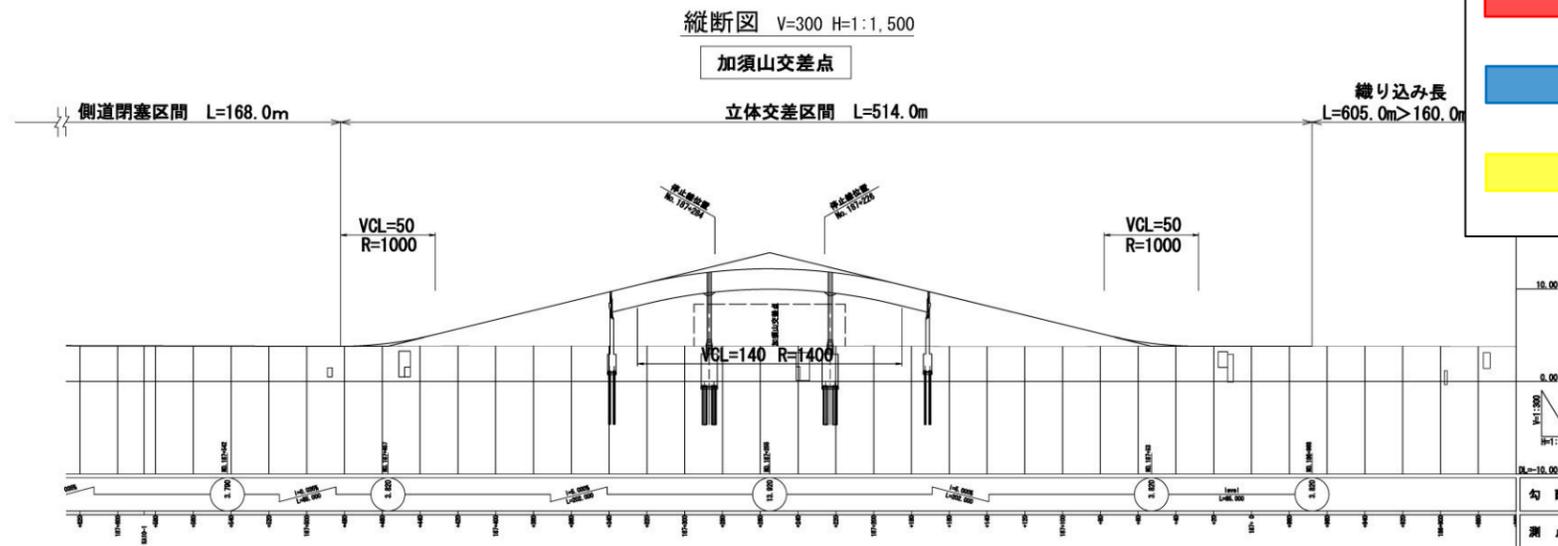
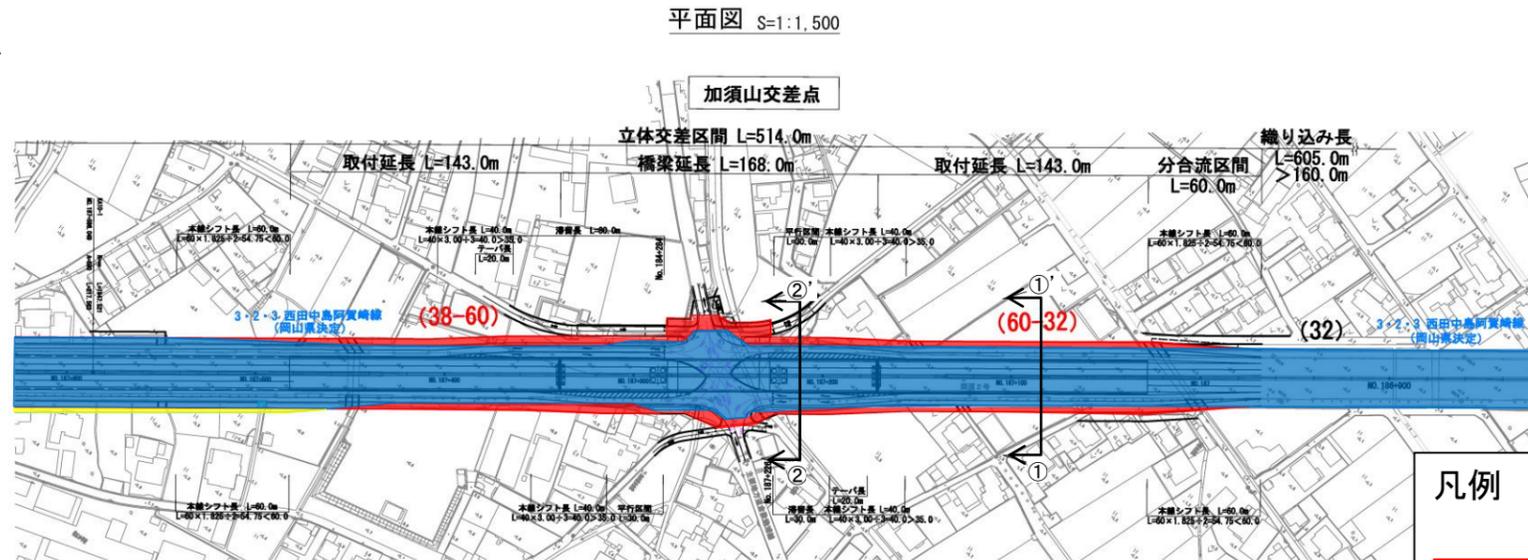
箇所毎の変更内容の概要



第1号議案 岡山県南広域都市計画道路の変更（8 / 10）

箇所毎の変更内容の概要

④加須山交差点



凡例

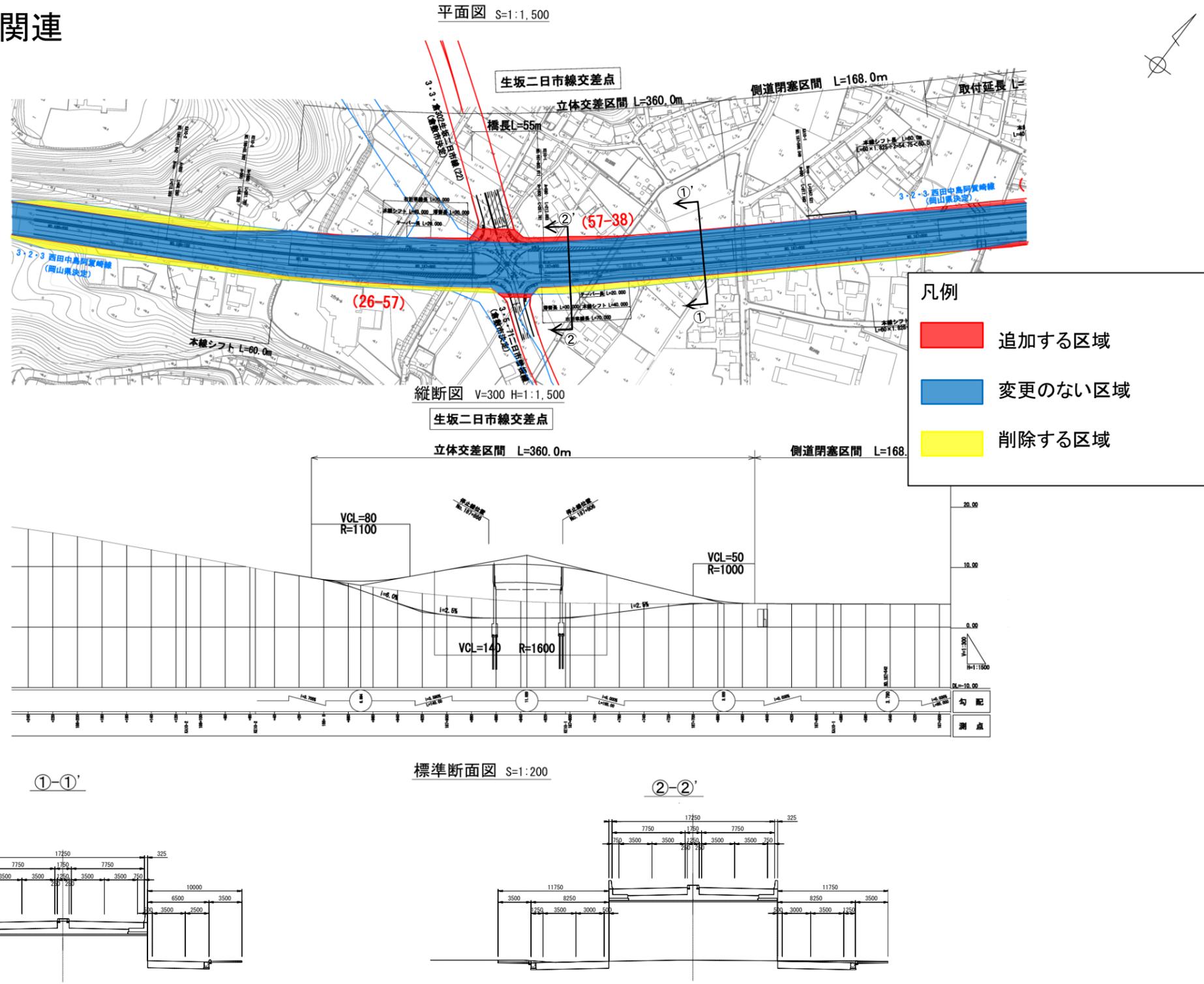
	追加する区域
	変更のない区域
	削除する区域



第1号議案 岡山県南広域都市計画道路の変更（9 / 10）

箇所毎の変更内容の概要

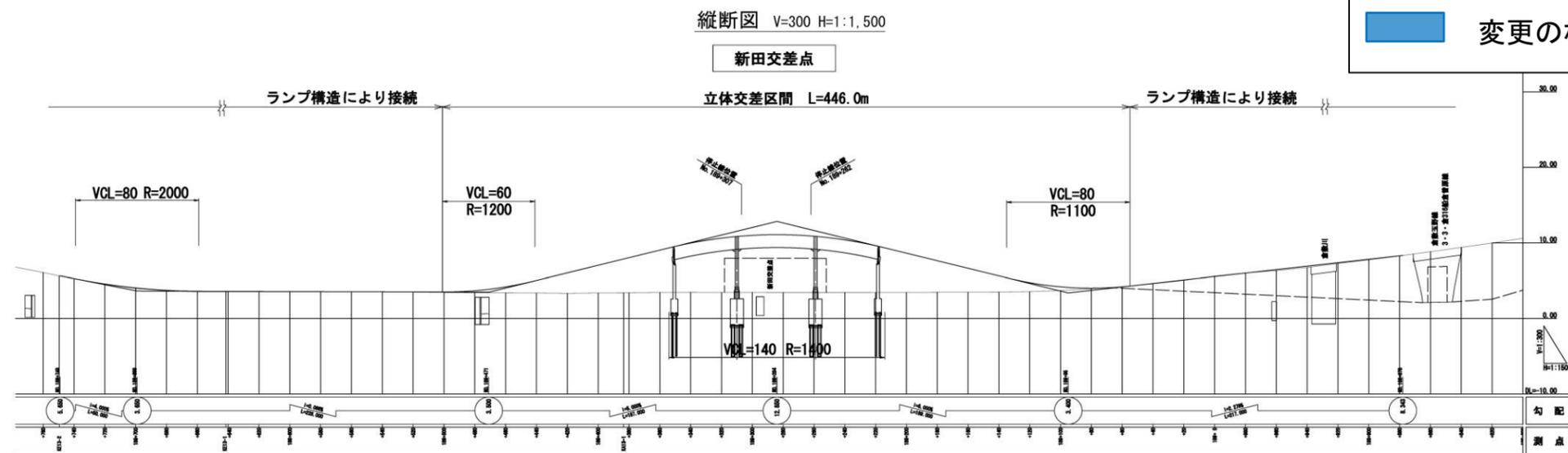
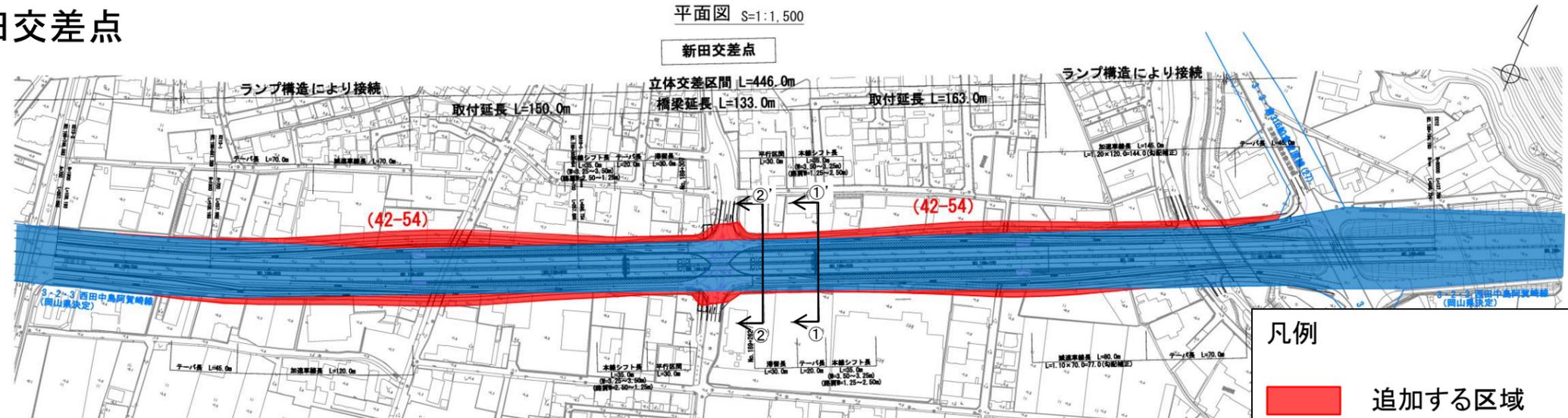
⑤ 生坂二日市線関連



第1号議案 岡山県南広域都市計画道路の変更（10/10）

箇所毎の変更内容の概要

⑥新田交差点



第2号議案 産業廃棄物処理施設(倉敷市)の敷地の位置について (1/2)

都市計画審議会に付議する理由

建築基準法第51条の規定により、都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設等の建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築・増築はできない。

ただし、都市計画決定がなされていない場合においては、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認められた場合は、新築・増築が可能となると定められている。

今回審議する案件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）施行令に掲げる産業廃棄物の処理施設であり、県が都市計画を定める都市施設であるが、その敷地の位置を都市計画決定していないことから、特定行政庁である倉敷市長から、県の都市計画審議会に対し議案として付議するよう依頼があったものである。

○建築基準法（抜粋）

第51条（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合には、この限りでない。

■その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物とは・・・

○建築基準法施行令（抜粋）

第130条の2の2（位置の制限を受ける処理施設）

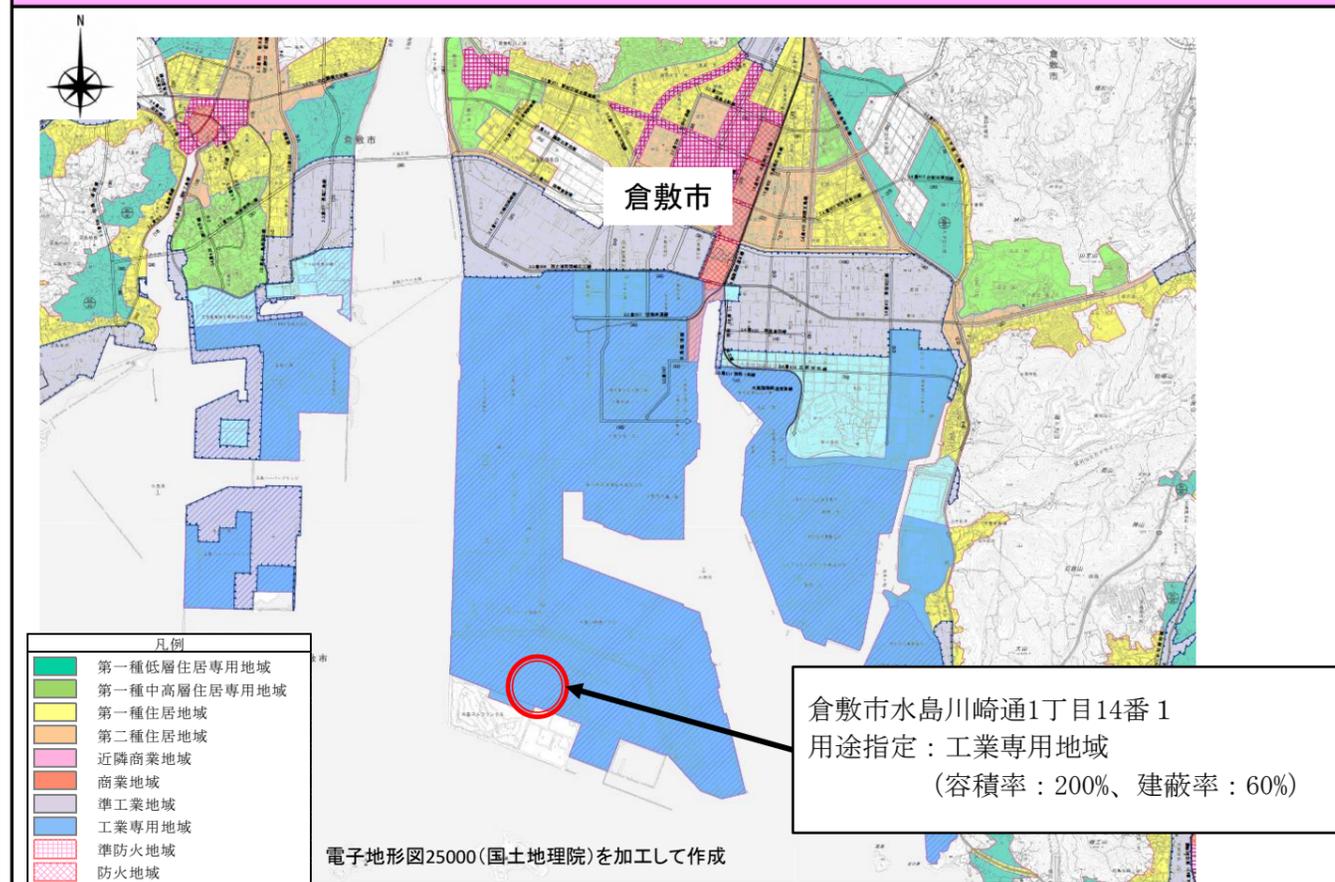
第2号 イ 廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設

■廃棄物処理法施行令に掲げる産業廃棄物の処理施設とは・・・

○廃棄物処理法施行令 第7条（産業廃棄物処理施設）

政令第7条の号番号	産業廃棄物処理施設	許可対象規模（処理能力）
3	汚泥の焼却施設	5m ³ /日を超えるもの 200kg/時以上のもの 火格子面積2m ² 以上のもの
5	廃油の焼却施設	1m ³ /日を超えるもの 200kg/時以上のもの 火格子面積2m ² 以上のもの
8	廃プラスチック類の焼却施設	100kg/日を超えるもの 火格子面積2m ² 以上のもの
13の2	産業廃棄物の焼却施設 (上記3、5、8に掲げるものを除く)	200kg/時以上のもの 火格子面積2m ² 以上のもの

位置図



設置する施設の概要

【事業者】JFEスチール株式会社 専務執行役員 倉敷地区所長 古川 誠博

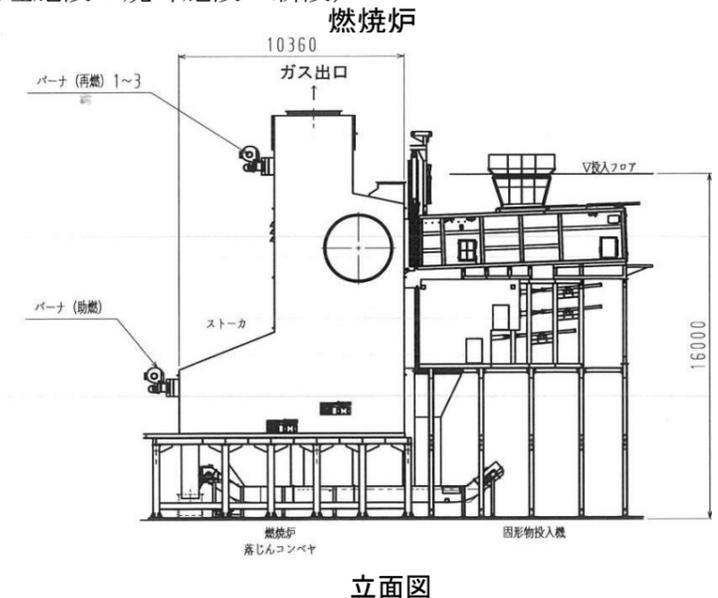
【主要施設】産業廃棄物処理施設（中間処理施設：焼却施設 新設）

【敷地面積】23,741.77m²

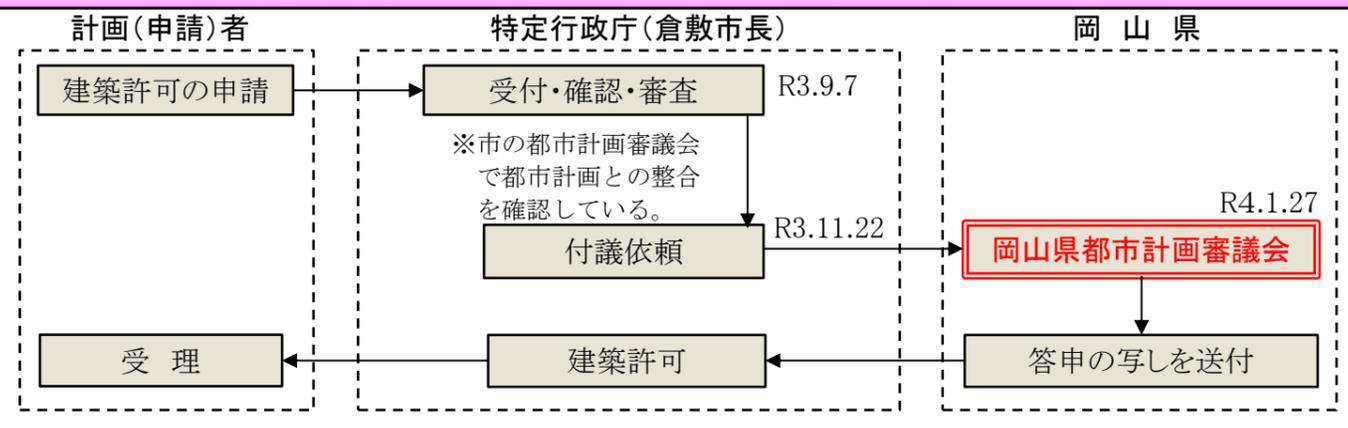
【処理能力】

汚泥 (94.5t/日) (3,937kg/時)
 廃油 (80.7t/日) (3,362kg/時)
 廃プラスチック類 (48.7t/日) (2,029kg/時)
 など

※稼働時間 24時間運転
 →廃棄物処理法施行令第7条 第3号、5号、8号、13号の2に該当



産業廃棄物処理施設の建築許可の申請フロー図



第2号議案 産業廃棄物処理施設(倉敷市)の敷地の位置について (2/2)

都市計画上の観点

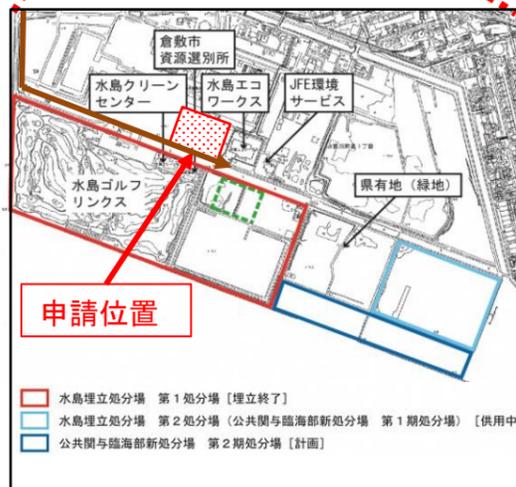
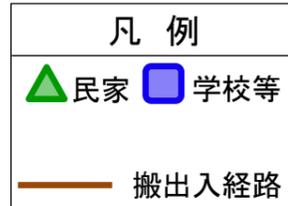
① 当該施設の敷地の位置と既存の都市計画等との整合

- 敷地及び周辺の用途地域の指定状況
- 敷地及び周辺における風致地区や景勝地の有無
- 災害ハザードエリアの確認
- 学校、病院、公園などとの位置関係

② 都市環境への影響

- 搬出入車両の増加に伴う交通への影響
- 生活環境影響調査による評価

付近見取図



① 当該施設の敷地の位置と既存の都市計画等との整合

- 敷地及び周辺の用途地域の指定状況**
当該敷地の用途地域は工業専用地域であり、住居系の用途地域も近接していないため、産業廃棄物処理施設の立地場所としては、問題ないと考えられる。
- 敷地及び周辺における風致地区や景勝地の有無**
当該敷地及び周辺には風致地区や景勝地はない。
- 災害ハザードエリアの確認**
当該地区は、災害危険区域、土砂災害特別警戒区域等には該当していない。
- 学校、福祉施設などとの位置関係**
当該敷地周辺にある学校など不特定多数の人が集まる施設は、いずれも当該敷地から離れた位置関係にあり、影響がないと考えられる。

→よって、既存の都市計画等との整合に問題はない

② 都市環境への影響

- 搬出入車両の増加に伴う交通への影響**
車両台数は、施設の処理能力から、大型車で12台/日、小型車で22台/日、計34台/日(往復)を想定しており、走行ルート(国道430号)における現況交通量約1万4千台と比較して非常に少ないことから、道路交通への支障となるような影響はないと考えられる。
- 生活環境影響調査による評価**
周辺環境については、申請者が廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査を実施しており、調査項目(大気質、悪臭、水質)についての調査・予測結果及び評価は下記のとおりである。
本調査・予測結果及び評価については、倉敷市の環境部局において技術的審査を行っており、問題ないと判断されている。

→よって、都市環境への影響に問題はない

■ 生活環境影響調査とは・・・

廃棄物処理法第15条第3項に基づき、同法により許可を要するすべての廃棄物処理施設について実施が義務づけられるもので、施設の設置者は、計画段階で、その施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で施設の計画を作り上げていくための事前調査であり、調査項目は、大気質、騒音、振動、水質汚濁、悪臭、地下水から事業者が選定する。

【参考】生活環境影響調査項目と調査・予測結果及び評価(「生活環境影響調査報告書」より)

- 大気汚染(粉じん)**
施設の稼働に係る大気質の長期評価の結果は、いずれの項目も環境基準等を満足している。短期評価においては現況非悪化であり、本事業実施による大気質への影響は軽微である。
- 悪臭**
すべての項目で規制値に適合している。
- 水質**
処理水の放流に伴う水質変化の程度はごく僅かであり、本事業実施による水質への影響は軽微である。

当案件は、その敷地の位置が都市計画上支障がないものとする。